

青森県特別保証融資制度(事業活動応援資金)

1 概要

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権などの流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

2 制度内容

(1) 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

① 事業活動枠

事業活動に必要な資金の調達を図るもの

② 流動資産担保枠

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有するもの(但し、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。)

③ 再チャレンジ枠

廃業歴等のあるもので、起業に再チャレンジするもの(信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。)

(2) 融資限度額

上記①は、1億円

上記②は、3,000万円

上記③は、1,000万円

(3) 融資期間(うち据置期間)

上記①は、運転資金10年以内(2年以内) 設備資金15年以内(3年以内)

上記②は、1年間(個別保証の場合は1年以内)

上記③は、運転資金5年以内(1年以内) 設備資金10年以内(2年以内)

(4) 融資利率

金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率(変動利率 上限2.2%)

※経営力向上割引に該当する場合、さらに0.5%割引

(5) 保証料率

原則年0.45~1.90%(上記②は年0.68%)

3 問い合わせ先

○青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ TEL 017-734-9368

○青森県信用保証協会業務課 TEL 017-723-1354